

和歌の浦ブランド化プロジェクト事業仕様書

1. 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、和歌山市（以下「甲」とする。）が受託者（以下「乙」とする。）に委託する和歌の浦ブランド化プロジェクト事業（以下「本業務」とする。）について適用する。

(2) 対象範囲

和歌山市 和歌の浦エリア

- ・和歌山市雑賀崎（雑賀崎工業団地を除く）、田野、新和歌浦（新和歌浦隧道西側抗門以西を対象とする）を重点エリアとし、検討エリアに必ず含むものとする。
- ・重点エリアのうち、新和歌浦観光ホテル、グラン・リゾート和歌の浦、太公望等の未利用・低利用空間資源周辺や、番所庭園、雑賀崎漁港、田ノ浦漁港周辺等、更なる資源の高付加価値化が期待されるエリアを検討事項として必ず含めるものとする。

(3) 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日

2. 業務概要

(1) 目的

和歌の浦エリアは、観光トレンドの変化、プロモーションの不足等により、廃ホテル等の未利用・低利用の空間資源が多数存在する。一方で、本市への観光客数は、コロナ禍で大きな落ち込みを見せたが、近年は、統計開始以降最高を記録する等、回復傾向にあり、和歌の浦エリアも食や景観、歴史・文化等が再評価されつつある。

本業務は、和歌の浦地域固有の食や景観などの魅力や既存資源の価値向上、未利用・低利用の空間資源などを活用する民間投資を呼び込み、的確なマーケティングに基づいた集客力の高いコンテンツを創出・集積させ、市内外への訴求力が高いエリアを造成することで、観光まちづくりを通じた地域再生を実現するための計画の、基礎資料となるエリアビジョンを作成することを目的とする。

作成にあたっては、エリアビジョンに基づき、地域ならではの魅力向上や集客力の高いコンテンツを実現するための事業推進体制、民間投資を誘導するための方策など、具体化に向けた方法論まで検討し、将来のエリアマネジメント組織の構築等までを含むものとする。

(2) 業務の実施方法

- ①乙は、甲と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- ②乙は、業務の進捗に関して甲に定期的に報告を行うこと。
- ③乙は、本件業務の一部を再委託する場合は、予め甲に再委託業務選定報告書（委任（下請負）承認願）を提出し、承認を得ること。

(3) 業務計画書の提出

- ① 乙は、契約締結後 7 営業日以内に業務計画書を甲に提出し、承認を得ること。
- ② 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 業務内容
 - イ 業務遂行方針
 - ウ 業務詳細工程
 - エ 業務実施体制及び組織図
 - オ 協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書
 - カ その他、甲が必要とする事項
- ③ 乙は、②に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合、速やかに甲に文書で提出し、承認を得ること。

3. 業務内容

(1) 基本構想の作成

地域の特性を踏まえ、エリアにおける魅力の核となるコンセプトやエリア活用の方
向性など地域の発展の方向性を検討し、和歌の浦再生ビジョンの骨子となる基本構想
を作成する。

① 現状確認

観光まちづくりを通じた地域再生を実現するにあたっての観光動向の把握、地域の
課題や潜在的なものも含めたポテンシャル評価などエリア特性を整理する。

② 関係事業者との意見交換

地元関係事業者や地域住民等の意見やエリアの活用意向を聴取する場（WS など）
を設定する。

③ 有識者会議の開催

有識者 6 名程度からなる有識者会議を 4 回程度開催し、課題やエリア特性について
提言いただく。また、地域を代表する事業者についても有識者会議に参加を求める
こととする。※オンライン参加も可とする。

④（仮称）和歌の浦再生サミットの開催

地域も含めたプレイヤーの発掘や取組への地域理解の醸成を目的とするサミット
を開催する。主な登壇者は有識者会議の委員等とし、地方創生に関心の高い全国で
活躍する事業者や地域事業者などのプレイヤー候補、メディアに対して情報発信を
行う。

(2) 和歌の浦再生エリアビジョンの作成

基本構想を踏まえて、エリアの将来像、基本理念、エリア内の交流人口の目標を設
定する。最終目標年次は事業終了から概ね 10 年後とし、段階的な整備に向けた道筋
を示す。

下記の項目について、十分な検討を行い、エリアビジョンの作成を進める。

① 関係事業者との意見交換

基本構想に引き続き、地元関係事業者や地域住民等の意見やエリアの活用意向を
聴取する場（WS など）を設定する。※基本構想と併せて 3 回程度開催。

- ② コンセプトに沿ったエリアにおける核となる施設やソフトコンテンツを検討する。
※建築設計デザイン等は除く

③ ②におけるグランドデザイン及びパースの作成。

④ 実現化方策の検討

マスタープランを着実に実現していくために必要な仕組みづくりや、施設整備等に当たって活用が考えられる手法や手続きについて体系的に整理する。

- ・市民・事業者・専門家・行政の役割分担
- ・プレイヤー候補や関係者へのヒアリング、意向把握
- ・官民連携を含めた事業推進体制の検討・立ち上げ
- ・ランドマークとなる拠点整備等、中心となる事業の設定や公募方針の検討
- ・2025年度以降の作業内容、スケジュール、推進体制の提案
- ・民間投資の誘導策や国等施策の活用及び各種規制への対応策の提案

(3) 報告会の開催

地域住民や地域事業者、地元まちづくり協議会等への説明のために、報告会を開催する。報告会の開催時期については、協議の上決定する。

4. 成果品

乙が甲に提出する成果品は下記のとおりとする。なお、成果品に関する権利はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の承認を得ずに第三者に成果品（バックデータを含む）を提供してはならない。

(1) 和歌の浦再生ビジョン【本 編】・・・・・・3部

章立ては以下を基本案とし、必要に応じて加筆・修正する。

①計画作成の背景と目的

現状把握、課題とマスタープランの必要性、ビジョンの位置付け

②マスタープランの基本的視点

目指すべき方向性、観光地としてのポテンシャルと課題、開発コンセプト、目標設定

③魅力的な観光地を実現するためのコアエリアと開発内容

ゾーニング、各ゾーンの導入機能と実現イメージ

④交通・動線計画

動線計画、回遊動線、導入するモビリティの例

⑤ソフト面の取組

イベント・アクティビティ、回遊性の創出、プロモーション、持続的な投資を生むスキーム

⑥ロードマップ・推進体制

想定されるロードマップ、推進体制

(2) 和歌の浦再生ビジョン【資料編】・・・・・・一式

- ・有識者会議の議事概要及び議事録 ※議事概要については公開予定
- ・地元関係事業者や地域住民等の意見聴取会の記録、プレイヤー候補や関係者へのヒアリング、意向把握結果等を含む

(3) パース図・・・・・・一式

各検討地点の魅力や造成予定のコンテンツ等の内容を伝えるパース図を8枚から10枚作成する。※枚数は、必要に応じて増やすものとする。

(4) 上記の電子データ・・・・・・一式

5. その他

- ・ 本事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。
また、受託者は、著作者人格権について一切行使しないものとする。
- ・ 第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。